

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	確定闘争ヤマ場！ 給与改定の早期実施、職員の勤務意欲策など、地公共闘・県職労への総結集を！
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2023確定闘争③ 11.1地公共闘/11.2県職労

ヤマ場 人事課総括課長交渉

給与改定 遡及改定・年内差額支給実現を 諸手当改善 物価高騰による職員負担軽減策を！

岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤工岩教組委員長）は11月1日、県職労は11月2日、給与改定の早期実施、通勤手当額の改善、会計年度任用職員の賃金水準改善、高齢層職員の勤務意欲策、人員確保など、確定闘争における課題改善に向けてヤマ場となる人事課総括課長交渉を行う。

交渉時には、これまで取り組んだ「知事あて大型ハガキ署名」の手交と、総決起集会を開催し組合員の切実な声を届けながら、前進回答を求めていく。

11.1「生活防衛」総決起集会

とき 11月1日(水)

ところ 岩手県公会堂大ホール

14：00 受付開始

14：30 「生活防衛」総決起集会

14：50 --- 内丸緑地へ移動 ---

15：00 総決起・アピール行動（交渉中）

15：50 --- 公会堂へ移動 ---

16：10 交渉結果の報告集会

16：30 頃 解散

《10月25日の人事課長交渉での経過と課題等》

要求課題	交渉経過	課題・人事課長へ求める内容
月例給・一時金の改善	○人勸を最大限尊重。差額支給は、国の給与法改正の動向も注視。 ※参考（人勸） 月例給：給料表全体を引上げ。初任給を始め若年層に重点。 一時金：4.40月→4.50月（0.1月） 期末・勤勉に0.05月ずつ均等配分	○12月議会での確実な給与改定条例の提案と年内差額支給を ○会計年度任用職員に関して、常勤職員の賃金水準の格差解消の観点から、確実な4月遡及と常勤職員と同一の一時金（0.1月）支給月数の改定を。
諸手当の改善（通勤手当、住居手当）	○直近一年間のガソリン価格は163.6円。昨年度時点とほぼ変わらず引き上げる状況ではない。 ○高速料金は国と同じ2分の1。 ○パーク＆ライドは慎重に対応。	○長期化する物価高騰。ガソリン代、車両の維持経費など職員への負担を考慮し随時改定を。

（裏面に続く）

11.2 県職労・人事課長交渉

働き続けたいと思える職場環境へ

県職労は11月2日、職場課題改善に向け2度目の交渉を行う。主要課題は次のとおり。

要求課題	交渉経過	課題・人事課長へ求める内容
高齢層職員の勤務意欲策	○主幹任用の拡大、勤勉手当の評価で配慮。	○高齢層職員全員への対策とは言い難い。より踏み込んだ対策を。
(定年引上げ)	○60歳超職員の配置は、困難業務や若手職員への指導、管理職経験者は民間企業との折衝など、高度な企画業務を想定。	○人事ヒアリングで、想定される業務内容(モデル)など、対象者に対し、踏み込んで示すべき。
(再任用職員)	○60歳超職員と再任用職員の格差は制度の段階的移行で生じているものであり、解消は難しい。	○再任用職員の勤務意欲が後退しないよう、賃金格差の解消に向けた具体的策を。
人員確保・超勤課題	○必要な職員の確保はもとより、弾力的な職員体制を編成し、危機管理上の課題に迅速かつ的確に対応できる体制の構築に最優先で取り組む。 ○超勤予算が不足する際は調整。	○人員増を前提とした改善策が求められる。 ○不払い残業をなくすため、各職場に十分な超勤予算配分を。

試行提案 フレックス拡充・勤務間インターバル

10月26日、当局は、人事委員会報告等を踏まえ、①フレックスタイムの対象者拡充を2024年1月から一部試行、②勤務間インターバルを2024年4月から試行したいと提案。

【フレックスタイム制度の対象者拡充】

現行対象者の「育児、介護を行う職員」「障がいのある職員」「通勤治療が必要な職員」に、「単身赴任者」、「家族の世話をを行う必要がある職員」、「自己啓発等(大学院通学等)」を加えたい。

【勤務間インターバル制度の試行】

前日の勤務時間終了後から翌日の勤務時間開始までに11時間以上の休息時間を設ける仕組みを設けたい。試行対象は全所属(ただし、議会对応、窓口業務等、各所属で適用除外の判断を認める)。

県職労 導入根拠乏しい 検討俎上と成り得るか…

現在のフレックスタイム制度導入時に、取得により少数体制となった際の職場体制が不十分になるとして、対象者を限定して導入してきた経過がある。勤務間インターバル制度においては、フレックスタイム制度の全体化や勤務時間の割り振り変更の拡大を前提とした運用で「試行」提案する内容であり、導入根拠も提案根拠も乏しい。

課題が山積しており、検討俎上と成り得るかも含め、現時点で具体的な検討はできない。今回は提案内容を聞くに留まっている。

※当局の提案書面は、各支部書記局及び県職労ホームページ(PW必要)で確認できる。
運用面での疑問・不安等は県職労へお寄せください。